

第122回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和4年11月30日（水）

大阪府咲洲庁舎44階 大会議室

（開会 午後2時00分）

○**司会** ただいまから第122回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、商業・サービス産業課長からご挨拶申し上げます。

○**商業・サービス産業課長** 「課長挨拶」

○**司会** 本日は、委員8名のうち5名がご出席です。大阪府大規模小売店舗立地審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会では、議題（1）としまして、令和4年4月に届出されました「瓢箪山センター」、令和4年6月に届出されました「（仮称）星田駅北商業施設」、同じく令和4年6月に届出されました「（仮称）交野星田パーク」の新設3件の案件に関しましてご審議いただきます。

それでは、以降の議事進行について、社会長、よろしく願いいたします。

○**社会長** では、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

議題（1）の大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について、「瓢箪山センター」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件「瓢箪山センター」について説明。

○**社会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員からご意見がありましたら、事務局からご紹介をお願いいたします。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** 分かりました。

それでは、各委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

○**田中委員** 駐車場から店舗への行き方を教えてください。

○**事務局** 配置図に記載の駐輪場No4の横を通り、店舗南側の入口をご利用いただく計画です。駐車場横のスペースも広く、特に支障のない動線となっております。

○**田中委員** 図面上ではやや狭い印象を受けましたが、実際は広いのですね。

○**事務局** 自転車を斜めに配置することで歩行者が通行できる空間を確保しています。

○**社会長** 「瓢箪山センター」につきまして、各委員の皆様からご意見を頂戴いたしまし

た。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に「(仮称)星田駅北商業施設」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件「(仮称)星田駅北商業施設」について説明。

○**社会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。ご欠席の委員からご意見がありましたら事務局からお願いいたします。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** それでは各委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

○**渡辺委員** 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」における自動二輪車の取り扱いに関する意見です。本案件では設置予定の自動二輪車の駐車場は0台となっております。しかし、周辺道路の交通量調査の結果を見ると多くの自動二輪車が走っております。指針において、自動二輪車の駐車場に関する事項は大規模小売店舗立地法の届出対象外との記載がありますが、実態に合わせて規定する必要があると思います。これは設置者ではなく、法律及び指針に対する意見として発言します。

○**平栗委員** 地点Eが第一種住居地域になっており、商業施設が立地予定のエリアということですが、すでに大規模小売店舗立地法に基づき届出等がされているのでしょうか。

○**事務局** 届出はありません。本件届出時点の土地区画整理組合からの情報によりますと、商業施設を誘致するエリアではあるが計画段階であり、どのような商業施設が立地するのかまだ決まっていないとのことでした。

○**平栗委員** 分かりました。第一種住居地域は基本的に住環境を保護する地域になりますので、商業施設の立地がまだ計画段階なのであれば、やはり住宅が建つという前提で本案件のように騒音の評価をしていただくのが適切だと思います。

また、地点Eで予測値が基準を超過していますが、商業施設立地前の実際の騒音測定

値がすでに基準を超えていますので、やむを得ないと思います。これからも開発事業地内の案件では同様のことが起きる可能性がありますので、基本的には本案件のように、都市計画法で定められている用途地域から住居が立地する可能性があるか確認したうえで対応する必要があると思います。

○**社会長** それでは「(仮称) 星田駅北商業施設」につきまして、各委員の皆様からいろいろとご意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としては大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「(仮称) 交野星田パーク」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件「(仮称) 交野星田パーク」について説明。

○**社会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員からご意見等はありませんでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** それでは、各委員の皆様ご意見よろしくをお願いいたします。

○**井ノ口委員** 店舗周辺が当面は信号がないということですが、徒歩や自転車での来店客が周辺道路を横断されると思いますので、安全対策をしっかりとるようにお願いします。

○**事務局** ご意見ありがとうございます。ご指摘の箇所についてすでに関係機関と協議を行っていることと設置者から聞いております。また、市道の向かい側からお越しの徒歩や自転車での来店客に対しては、当面は計画地の北側にある信号がある交差点からの経路を案内することです。

○**井ノ口委員** 分かりました。

○**平栗委員** 来店経路の周知方法についてですが、新聞折り込みチラシの他にも方法を考えていただく方がよいと思います。また、第一種住居地域にある騒音予測地点Bで環境基準を超過しているとのことですが、予測計算をしたタイミングと、地点Bでの大規模

小売店舗立地法に基づく届出がされたタイミングとは、どちらが先だったのでしょうか。

○事務局 予測計算が先です。

○平栗委員 分かりました。予測計算が先でしたら、本案件の騒音予測の流れは問題ないと思います。仮に予測地点において、すでに大店立地法に基づく届出等がされているのであれば予測計算をする必要はないと思います。

○社会長 それでは「(仮称)交野星田パーク」につきまして、各委員の皆様からいろいろとご意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○社会長 ありがとうございます。

これで、予定していた審議は全て終了いたしました。知事に対する答申文案は、本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。

○司会 ありがとうございます。

以上で、本日の審議会は終了いたします。